

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第33条第2項の規定に基づき公示する。

令和 3 年 1 0 月 1 日

みやき町農業委員会
会 長 鷺 崎 和 志



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する権利 の種類	農地法第 33条の該 当条項等	農地の所有者等の情報
佐賀県三養基郡みやき町大字 東尾字東尾 5133 番	田	1,057	所有権	農地法第 33条第1 項	相続人3名のうち2名が 死亡し、残り1名は相続 放棄

農地法第33条第1項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第33条第1項の農地について、当該農地について同法第33条第2項において読み替えて準用する同法第32条第3項の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第74条の2により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して6か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して6か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。